自筆証書遺言書と公正証書遺言書の比較

	自筆証書遺言書	公正証書遺言書
作成方法	遺言者が、日付、氏名、財産の分割内容 等全文を自書し、押印して作成。	遺言者が、原則として、証人 2 人以上 とともに公証人役場に出かけ、公証人 に遺言内容を口述し、公証人が筆記し て作成。
メリット	・手軽に作成できる。・費用がかからない。	・遺言の形式不備等により無効になる おそれがない。 ・原本は、公証人役場にて保管されるため、紛失・隠匿・偽造のおそれがない。 ・家庭裁判所による検認手続が不要である。
デメリット	 ・文意不明、形式不備等により無効となるおそれがある。 ・遺言の紛失・隠匿・偽造のおそれがある。 ・家庭裁判所の検認手続が必要である。 ・発見してもらえないおそれがある。 	・作成までに手間がかかる。 ・費用(注)がかかる。 (注)費用の目安として、1億円の遺産を3人の相続人に均等に与える場合は、約10万円の手数料が必要となる。

法務局における自筆証書遺言書保管制度

遺言者が、日付、氏名、財産の分割内容等 全文を自書し、押印して作成。

- 手軽に作成できる。
- ・原本は、法務局にて保管されるため、紛 失・隠匿・偽造のおそれがない。
- ・家庭裁判所による検認手続が不要である。
- ・遺言者の死亡後、法務局から相続人等に 遺言書を保管している旨の通知がされる。
- ・保管の手数料は1通3,900円
- ・文意不明等により無効となるおそれがある。

